

## ※「住宅改修が必要な理由書」の記載について

○介護保険における住宅改修は、通常のリフォームと違い、その利用者の自立支援の観点から、他のサービスとの整合性や必要性を判断する必要があります。

「住宅改修が必要な理由書」において、その点を明らかにして改修を行う必要があることから、記載することができる資格が決まっております。

○「住宅改修が必要な理由書」を記載できる方

### ① ケアマネジャー（介護支援専門員）

（地域包括支援センター職員を含む）

ケアマネジャーが、他のサービスとの調整を踏まえ、総合的に必要性を判断する。

\*ただし、他のサービスの利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、②の資格がある者が代わりに記載できる。

### ② ケアマネジャーに代わり記載ができる方（資格証明書の写し添付）

- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 福祉住環境コーディネーター 1・2級の方
- ・ 1級建築士
- ・ 増改築相談員
- ・ 介護保険に関わる住宅改修の講習会（千葉県在宅サービス事業者協議会主催・社団法人シルバーサービス振興会共催）受講完了者
- ・ 在宅介護支援センター職員（市助成金の場合のみ）